

広島市政と市民

テレビ放送
「市民とともに」

ラジオ中国テレビ
(4チャンネル)
毎週日曜日の午前8時15分
から午前8時30分までの15分間
ご意見やご感想は、市役所広
報課まで



ビル火災に備えての消防
訓練 — 後町のビル街で

「まさか自分の家が火事になるとは考えられない」——こんな気のゆるみが大敵です。みんなが「火災予防」を自分のこととして真剣に考えたいものです。(二ページに関連記事)

**火災予防は
火の元ママさんで**

二月二十八日から「春の火災予防運動」
三月十三日まで

ことしも二月二十八日から三月十三日まで、全国的に「春の火災予防運動」が展開されます。最近では、危険物の爆発による大火災が多くなり、人命や財産の被害が大きくなっています。火災を防ぐには、消防局ひとりではどうにもなりません。もちろん、消防局では、火災予防のいろいろな活動や、まじい火災に備えての警防計画を立てて、万全を期するように努力をしています。火災をおこさないためには、みなさんのひとりひとりのちょっとした心がけや注意が必要なのです。とくに、市民生活が電化され、高度化しつつある現在、電気器具、ガス・ストーブ、石油ストーブなどの取り扱いには、細心の注意が肝心です。消防局では、「火の元ママさん」という愛称のもとに、一家にひとりの火の元責任者をおいて、火の元の点検を完全に行う運動を進めています。

2月15日号

火災"ゼロ"をめざして

その1-消防の働き-

昭和二十三年三月七日に広島市消防局が発足して以来、年々努力を重ね、原爆による火災の発生は、中国一、全国でも有数の消防力を有するに至り、市民のみなさんが安全に生活していただけるよう、全力をあげて活動しています。

ご承知のように、最近では都市の発展に伴い、全国的に危険な施設の増大、火災の被害が拡大する傾向にあります。

広島市においても、中ノ橋の火災、吉島本町のプロパン爆発火災、つい最近の清心中学校の火災、基町住宅街の火災を初め、火災の被害はふえる傾向をみせておりますので、この消防の働きを、強化していかねばならぬ状況にあります。

同時に、市民のみなさんひとりひとりが、日常、火災予防に心がけていただかなければなりません。

ことしも二月二十八日から三月十三日まで、「春の火災予防運動」が全国的に展開されますが、この運動にちなんで、広島市の消防の姿を紹介し、火災のない平和都市広島を建設するため、みなさんのご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

今回は、その一として、消防の働きなどを紹介し、次号では、消防の整備十か年計画のあらましをご紹介します。

消防の仕事

世の中には、消防の仕事は、火事がおきて初めて消防車を出動させ、火を消すことだけが任務で、火事のないときは仕事がないという誤解がかなり根強いようです。

消防の仕事は大別して、①火事がおこらないようにするという予防の仕事、②火事がおきたら消すという消火の仕事のふたつがあり、その仕事を完全に果たすため、消防職員は日夜、訓練と研究にげんがっております。

△火事をなくする働き

・建物や危険な施設などの建設の申請があったときは、建物、施設の構造や位置などが、火災の予防上から支障がないかどうかを調査し、危険を取り除くよう指導します。

・学校、劇場、百貨店、共同住宅、工場などの建物や高層ビルに火災が発生すれば、人命の危険度が高く、また、損害も大きくなるおそれがあります。そこで、専門の査察員が年一回以上巡回して、建物や施設の構造設備、位置、火源施設などの取扱い・管理の状況を調査して、よくないところを改善するよう指導しています。

査察指導状況表(昭和40年)

区分	総件数	査察した件数	良	好	不	良
高層ビル、百貨店、工場などの特殊な建物	5.265	9.792	168			5.097
一般住宅	110.920	70.094	105.263			5.657

・一般住宅に対しても、分譲の消防職員が、火災の正しい取扱い、指導するとともに、よくないところの改善・指導にも当たっています。

このほか、市民のみなさんの防火意識を高めるためのいろいろな会合や行事も開いています。

▽火事を消す働き

予防の仕事によって火事がおこらないように努めていますが、不幸にして火災が発生したときには、すぐこれを消さなければなりません。

△火事の備えは▽

・火を消すためには、高度の技術と健康な体力と、そのうえ、強い精神力を必要とします。このため、消防職員は日夜訓練を重ね、緊急の事態に備えています。

・高度な性能を発揮するポンプ車、化学車、三十三メートルの消防車など、消防施設の近代化に努めるとともに、いろいろな消防機材の改善・充実をはかり、いざというときに、適切な働きをして、最大の効果が発揮できるよう、平素から機材の手入れに努めています。

・火を消すためには多くの水が必要で、そこで、毎年、防火水そうや消火栓をふやし、また、消火栓やプールなどが、火事の場合いつでも使用できるよう、正しい指導のもとに管理をしています。

△火を消すための計画は▽

・人命に危険な建物、大きな火事になりやすい建物、ポンプ車が近づくのに困難な建物などに対しては、その建物や地域の実態に応じた警備計画を立てて訓練を行ない、ま



消防査察員は、定期的に一般家庭を巡回して器具の取扱いなどを指導します

消防設備の近代化を

巡るみるみて人事のない町に

巡回査察はたいせつな任務

△火を消すための計画は▽

・人命に危険な建物、大きな火事になりやすい建物、ポンプ車が近づくのに困難な建物などに対しては、その建物や地域の実態に応じた警備計画を立てて訓練を行ない、ま

△火事の備えは▽

・火を消すためには、高度の技術と健康な体力と、そのうえ、強い精神力を必要とします。このため、消防職員は日夜訓練を重ね、緊急の事態に備えています。

・高度な性能を発揮するポンプ車、化学車、三十三メートルの消防車など、消防施設の近代化に努めるとともに、いろいろな消防機材の改善・充実をはかり、いざというときに、適切な働きをして、最大の効果が発揮できるよう、平素から機材の手入れに努めています。

・火を消すためには多くの水が必要で、そこで、毎年、防火水そうや消火栓をふやし、また、消火栓やプールなどが、火事の場合いつでも使用できるよう、正しい指導のもとに管理をしています。

△火を消すための計画は▽

・人命に危険な建物、大きな火事になりやすい建物、ポンプ車が近づくのに困難な建物などに対しては、その建物や地域の実態に応じた警備計画を立てて訓練を行ない、ま

市・県民税の申告は三月十五日までに

怠ると税金が高くなります

三月二十二日までに市・県民税の申告をされないと、扶養控除などのいろいろな控除が受けられなくなり、税金が高くなります。必ず期限内に申告してください。

また、昭和四十一年度からは、扶養控除額などを引き上げるよう政府において検討されています。申告されないと、ますます高い税金を納めることになりますのでご注意ください。

所得税の申告は三月十五日まで

二月十六日から三月二十二日まで(所得税の確定申告期限は三月十五日です)

◇申告書の共同受付け◇
所得税の確定申告をされる人に限り、二月十六日から三月十五日まで、東・西税務署で所得税の確定申告書の受付けと同時に、市・県民税や個人事業税の申告書も受け付けます。

◇申告しなければならぬ人◇
昭和四十一年一月一日現在、市内に住所があり、四十年中に所得があった人のうち、つぎに該当する人です。

- ①商・工業などの事業を営んでいる人、地代、家賃、配当などの所得がある人、山林その他の資産を譲り渡した人などで、四十年中の所得の合計額が九万円より多い人(注)
- ②障害者、未成年者、老年者、未亡人で、四十年中の所得が二十一万円以下の人
- ③昭和四十一年の途中で退職した人(ただし、退職後、他に就職し、昭和四十一年一月一日現在、給与を受けていない人はのぞきます)
- ④昭和四十一年中に退職所得があった人(所得税の場合、普通、申告する必要はありませんが、市・県民税の場合は申告しなければなりません)
- ⑤給与所得として扱われる青色専従者給与額や、事業専従者控除額のほかに所得があつて、その合計額が九万円をこえる人
- ⑥昭和四十一年中の所得金額の多少にかかわらず、雑損控除、医療費控除を受けようとする人や、純損失、雑損失を翌年にくりこして控除を受けようとする人は、申告しておかないとこれらの控除が受けられません
- ⑦配当所得のある人(所得税の場合、九万円をこえる人)
- ⑧昭和四十一年中の所得金額の多少にかかわらず、雑損控除、医療費控除を受けようとする人や、純損失、雑損失を翌年にくりこして控除を受けようとする人は、申告しておかないとこれらの控除が受けられません
- ⑨申告書の用紙は、すでに手もとに届けてしまいましたが、ことし新たに市・県民税の申告をしなければならなくなった人とか、これまででも申告しなければならぬ人で、申告書の用紙が届いていない人は、市役所市民課か地元の出張所へ申し出てください。
- ⑩所得税の確定申告をされる人や個人事業税の申告をされる人には、市・県民税の申告書もいっしょにお送りしたので、必要なお知らせを記入のうえ、お忘れなく東・西税務署の共同申告会場へ持ってきてください。
- ⑪なお、すでにご存知のことと思いますが、市税の納税通知書の作成などは、電子計算機で処理しますので、申告書の氏名欄などには、カタカナでフリガナをつけてください。
- ⑫わからないことは、市役所市民課(電話四一〇一一・二二五)内二六三・四四八・五四二)まで。



合は、一銘柄の配当金が年五十万円(八二回配当の場合、一回の配当金が二十五万円)未満のとき、また、総発行株式の五%未満の株式を持つておられる株主で、分離課税を申請された人は、確定申告の必要はありませんが、市・県民税の場合は、総合課税されますから申告しなければなりません。

資金保証制度のご活用を不況のり切り対策として

中小企業のみならず、資金の乏しさを解消するため、とくに、最近の不況のり切り対策として、広島県信用保証協会は、つぎのような保証制度を設けておりますので、関係者の積極的なご利用をおすすめします。

希望者は、取引金融機関が信用保証協会へお気軽にご相談ください。

▼長期安定資金保証制度▼
保証協会と取引金融機関とのあいだで、契約が結ばれていますので、保証協会があとせんすれば、すぐ取扱い金融機関から資金を貸し出します。また、貸し付けを受ける場合の預金は必要ありませんし、融資額にも制限がありません。

貸出期間／一年以上三年以内
返済方法／割賦(ご希望により、個人間の相談に応じます)

担保／貸出し期間が長期のため、担保が必要ですが、金融機関よりゆるやかです。非常な有利です。

金利／日歩二銭
四厘以内(広銀、中銀、山銀は二銭三厘以内)

保証料／日歩四厘五毛(特産企業は二厘)

この制度は、昨年六月から設けられた制度で、県内一年以上同じ事業を営み、所得税、事業税、法人税、市町村民税のうち、どれかを完納していなければ資格がありません。

▼特別小口保証制度▼
保証限度／ひとりにつき五十万円
貸付け期間／運転資金は三年以内
設備資金は五年以内
従業員数／製造業は五人以内、商店・サービス業はふたりに限ります。ただし、家族従業員には制限ありません。

金利／一般金利より低利です。
保証料／日歩二厘
取扱い金融機関／前記と同じ。
なお、くわしいことは、広島県信用保証協会(市内紙屋町二丁目電話二八一〇六七)まで。

広島市観光協会では、一九六六年度（十八回）の「ミス広島」を募集しています。
これは広島市の女性を代表するにふさわしい、知性と健康美、に輝く人を選び、年度中のいろいろな行事に参加して、美しい色どりをそえ、広島市の花やかな代表の役目を果たしていただくことになりま。

常夏の島ハワイが招く

3月10日まで、ミス広島を募集

知性と健康美、に輝く女性を



オープンカーからあいさつをおくる
今年度のミス広島＝市民球場で

選ばれたミス広島は、日本交通公社の提供により、ハワイ（六泊七日）の観光親善旅行に招待されます。

応募の要領はつぎのとおりです。
資格／高校以上の学歴があり、昭和四十一年四月一日現在、満十八歳以上二十五歳未満の未婚の女性で、広島市、安芸市、府中市、船越町、矢野町、坂町、海田町、祇園町、安古市町、佐東町、五日市町、廿日市町、宮島町に住所が勤務場所がある人
応募方法／本人か推せん者が所定の申込書に必要なことばを記入して、写真二枚（こしの一月一日以降にうつつた上半身手札型のもの）を添えて申し込む。
申込み先／市観光協会（市内大手町一丁目十番二号平和公園レストハウス内）電話二一六七三八
締切り／三月十日（木）

審査／一次審査三月十九日（土）二次審査三月二十六日（土）。
ふだん着の洋服のまま審査します。（水着の審査はしません）
表彰／四月三日（日）広島まつりの当日、市民球場で行ないます。
なお、審査会に出席された応募者には、参加賞と感謝状を贈り、当選者を推せんされた人にも記念品を贈ります。



的場町の不法建物などの取りこわし計画は

問 的場町の不法建物を、1月19日に市役所が直接取りこわされましたが、わたくしたち市民は、市長さんの思いきった措置に大いに賛成するものです。しかし、不法建物などはまだまだたくさん残っているようですが、こんども引き続き強力に実施される計画でしょうか。（一市民）

答 このたび、的場町の不法建物など、7戸を市役所が直接取りのぞきましたが、これは関係者に対して、これまで自主的に移転するよう督促したにもかかわらず、なかには市役所が取りのぞきにくるまでは立ちのかないという人がいましたので、やむを得ず土地整理法にもとづき、市役所において直接取りのぞきの工事を行なったわけです。

残りの不法建物などもすでに建物を撤去して、土地を明け渡していなければならないものですから、それぞれ自主的に立ちのくよう督促しております。市役所としては、こんごとも自主的に立ちのいてもらおう、さらに勧告を続けたいと考えています。

それでもなお、協力されないときは、やむを得ず市役所が直接計画的に建物の取りのぞきを行なうことになります。

希望者は三月十日までに
被爆者に職業補導を
原爆被爆者のみなさんのうち、

昭和三十四年六月十五日に広島市とホノルル市が姉妹都市締結を結んで以来、年々両市の親善を深め、友好関係を強めております。このたび、その親善をいっそう深めるため、広島市観光協会では民間親善訪問団を送ることになりました。希望者はふるってご応募ください。

募集人員・四十五名
日程・五月九日から五月十五日までの七日間
コース・東京・ホノルル・マウイ島・コナ・ヒロ・ホノルル・東京
応募の締切り・三月十日（木）
旅行費・ひとり二十七万五千元
締切り／三月十日（木）
補導業務と定員／編物、洋服、手芸の各科はそれぞれ二十五人、タイ・孔版科は十人
費用／授業料、使用料などはいらぬが、作業に必要な材料費は各自で負担する。
入所の時期／四月六日の予定
申込み順に書類選考のうえ、簡単な面接を行ないます。
なお、くわしいことは原対協事務局へおたずねください

東・西公益質屋では、適当な質物をご持参になれば、低い利子でそれに応じたお金をお貸ししています。
利用されたい人は、米穀通帳をお持ちになってご相談ください。
貸付け限度額／ひと口二万円まで
貸付け利率／月三分
貸付け期間／四か月
取扱い時間／平日（火曜日・土曜日）午前十一時から午後八時まで、日曜日午前八時三十分から午後十二時三十分まで。
休日／月曜日、国民の祝日、十二月三十一日から翌年一月五日までくわしいことをおたずねになりたい人は、東公益質屋（市内稲荷町）電話六一〇三三三、か、西公益質屋（市内天満町）電話三一五七四五へどうぞ。

第123回市民ハイキング 鬼が城山・鈴が峰へ

とき／3月6日（日）雨天の場合は3月13日（日）に変更する。
目的地／鬼が城山・鈴が峰（広島市内 約8.4キロ 一般向き）
集合場所と時間／午前8時30分から午前9時までに、国鉄已斐駅前へ。
対象／広島市民
申込み先／市教育委員会保健体育課（市内国泰寺町一丁目6番34号）
申込み期限／3月4日（金）まで。
申込み方法／官製ハガキに、第123回市民ハイキング参加申込書、住所、氏名（ふりがなつき）職業または学校名、年齢と性別連絡先電話を書いて申し込む。
なお、くわしいことは保健体育課（41-1111 庁内402）まで。

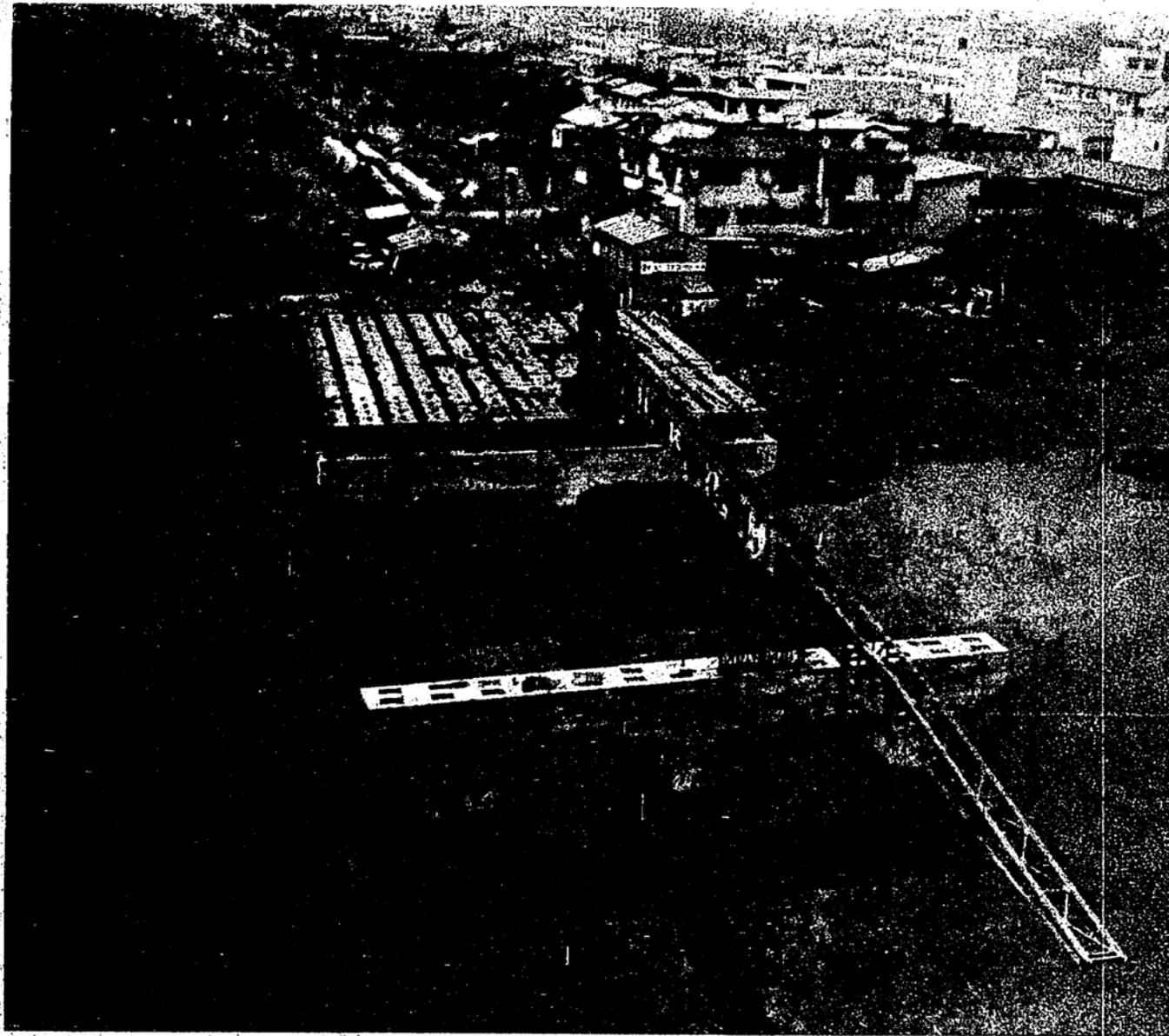
定期予防接種を受けましょう

つぎに該当する赤ちゃんは、種痘、ジフテリア、百日せきの予防接種を必ず受けてください。
対象は、昭和40年8月1日から昭和41年1月31日までに生まれた赤ちゃんです。
予防接種を受ける期間／昭和41年3月1日から昭和41年5月31日まで。
日程と場所／東保健所＝毎週木曜日午前9時から午前11時まで、午後1時から午後3時まで。西保健所＝毎週火・水・木曜日午後1時から午後3時まで。毎週金曜日午前9時から午前11時まで。南保健所＝月・水・金曜日午後1時から午後3時まで。母子健康手帳をお持ちください。

広島市政と市民

人口と世帯

人口と世帯	
人口	525,230
男	262,647
女	262,583
世帯	163,509
(1月31日現在)	



上柳橋の建設工事は、現在、急ピッチで進められています。上柳町～基町(向う側)への道路は貫通しています。東橋町側(手前)の道路予定地には不法建築物の一部がはみ出し、支障になっています。(二ページに関連記事)

上柳橋とこれにつながる三十六の幹線道路が完成すれば、広島駅前・的場町一帯から八丁堀・紙屋町へと通ずる交通難がかなり緩和されることとなります。(二ページに関連記事)

上柳橋が完成すれば、基町～京橋町・的場町への幹線道路(幅三十六)がつながりますが、京橋町・的場町一帯の猿猴川沿いには不法建築物が立ち並び、その建物の一部が道路予定地にはみ出してしまっています。幹線道路の建設工事に支障をきたしています。現在、市役所では、猿猴川一帯の不法建築物を一日も早く処理するため、関係者に自主的に立ちのいてもらうよう折衝を続けています。

上柳橋(工事名)の架橋工事は、ただいま急ピッチで進められています。この橋は、京橋川をまたいで橋本町と京橋町を結ぶもので、昭和三十九年十一月初めから建設工事に着手しています。長さ八十四、幅二十二(歩道左右各三、橋脚二基の鉄筋コンクリート橋で、総工費は約一億五千万円(うち、国の補助が三分の二)。ことしの十月中には開通する見込みです。

上柳橋の建設工事



3月1日号

望まれる自主的な立ちのき

強制執行はやむを得ない手段

「わたしはどうも納得いかないんです。広島市の都市計画にそい、自分の土地から立ちのき、指定された換地に引越したのです。が、そのときには、広島市の発展のためにということで、自分の土地を交換分として提供したのに、そうしなかった人たちが、まだ多く残っているのはどうでしょう。われわれから考えると、あの的場町の不法建築の立ちのきも当然だと思ふんです。自分の土地でな

市役所では、的場町二丁目商店街の建物（九戸十七世帯）に対して、自主的に立ちのきをして、自主的に立ちのきをするよう勧告を続けてきたが、大部分の人たちは、「市役所がかわいにくるまでは、自分たちではかわいにくる」と言っていて、これにこたえられなかった。一月十九日、やむを得ず強制執行という形で取りのぞきました。

猿猴川一帯の不法建築立ちのき問題は、戦災復興事業の総仕上げとして推進していましたが、こんごもあくまで、自主的に立ちのきしてもらうよう、折衝をしていく考えです。

いところ長いあいだいたのが、むしろおかしいので、この際、進んで市役所に協力すべきでしよう。市役所が断固たる処置に出たのはムリがないと思ふ」

先日、ある病院の待合室で偶然耳にした老人同士の会話です。

「不法建築とはいえ、長いあいだ住みなれた家を離れるのはさびしいでしょうが、すでに、広島市の都市計画が決まれば、その計画にもとづいて、これですと復興への建設事業が進められてきたのですから、やはり、この事業の進行をはばまないように、立ちのきしてもらわないといけませんね」とのこと。一月十九日、市役所がやむを得ず行なった一次分の強制執行当日の朝、ある婦人は、現場のようすを眺めながら、このような話をされました。

このふたつの会話にもあるように、猿猴川一帯商店街の立ちのき問題は、市役所が戦災復興事業の総仕上げとして推進しているものなのです。

原爆によって廃墟になった広島市の復興計画は、昭和二十一年二月に設けられた復興審議会の答申にもとづいて、基本的な計画が立てられましたが、これを都市計画法に定める手続きにしたがって、国において計画決定され、また、年度ごとの事業計画も決定されました。現在まで、この都市計画にしたがって、広島市の復興建設事業が進められてきました。

都市計画は将来の見とおしに立って決められたものですから、一部の地域や住民の利害関係によって変更できるものではありません。市役所では、的場町二丁目商店街を今年度内（三月末まで）に処



立ちのき以前の的場町二丁目商店街



敷地された立ちのき部分

理し、その後も引き続き、猿猴川一帯の所有者・占有者に対して、自主的に立ちのきしてもらうよう、順次折衝を重ねて行く方針です。

強制執行が行なわれた一月十九日当日の状況は、決して好ましいものではありません。地元関係者が自主的に立ちのきしてもらうというのが、もっとも望ましい姿であるわけですが、

市役所では、昭和二十三年九月から昭和二十七年八月のあいだに、関係者各個人の換地を発表し、昭和二十六年八月から昭和三十一年十一月のあいだに各個人の換地を指定しました。その換地が使用できるようになると同時に、元地からは立ちのきしてもらうべきであったのです。しかし、その後もいぜんとして立ちのきされないで、昭和三十一年三月を最後に、昭和三十一年一月を最後に、関係法規にもとづき、各個に対して建物などの移転除却と立ちのきについて通知するとともに、たびたび折衝を続けてきましたが、昨年末まで一部の立ちのきをのぞいては、自主的な立ちのきは見られませんでした。

そこで、市役所では、これ以上事業の推進をはばみず、市民全体の利益の利益になりませんので、やむを得ず強制執行という形をとって、七戸の建物の取りのぞき作業を行ないました。

猿猴川西側の的場町商店街一帯は、近く完成する予定の上柳橋を通過して、合同庁舎・体育館横へつながる三十六の幹線道路になるところですが、建物の一部が道路予定地にはみ出ているので、道路工事の推進に支障をきたして

きの動きは見られませんでした。そこで、市役所では、これ以上事業の推進をはばみず、市民全体の利益の利益になりませんので、やむを得ず強制執行という形をとって、七戸の建物の取りのぞき作業を行ないました。

猿猴川西側の的場町商店街一帯は、近く完成する予定の上柳橋を通過して、合同庁舎・体育館横へつながる三十六の幹線道路になるところですが、建物の一部が道路予定地にはみ出ているので、道路工事の推進に支障をきたして

います。さらに、防犯的にも、衛生的にも、たいへんよくない現象を生じています。

この的場町二丁目商店街の立ちのき問題は、すでに、昨年十二月二十日発行の本紙特集号・本年一月一日号や、テレビ放送・ラジオ放送などをつうじて、再三、市民のみなさんのご理解を深めるようお願いしてきました。

強制執行は最後の手段です。好んでことをかまえるつもりはありません。こんごも地元関係者が自主的に立ちのきされるよう強力に折衝を続けます。立ちのきかたのちほんとうに困っている人のためには、個々の事情をじっくりと考慮しながら、市役所市民相談課で、個人を対象として相談に応じる態勢を整えています。

とくに、行き先のない人には、現在、大洲町に仮設住宅を建設していますので、一時的にその仮設住宅へ入居していただき、改めて行き先をさがしてもらうことにしております。

地元関係者はもちろん、一般市民のみなさんにも、理解と協力をお願いしたいと思います。



河原の不法建築物分布と幹線道路計画とのつなかりを示した図

これはひとり消防局だけではどうして実現できることではありませぬ。

火災の発生原因をいま一度よく調べてみましょう。

左のグラフの火災統計をみるとマッチ、タバコ、たき火、石油コンロ、そのほか、火源施設の取扱いの不注意などから起こった火災が、九十%以上にも達しているのです。建物の設備の構造が悪いために起こった火災はわずかしかなりません。

このことは、日常生活のちょっとした心のゆるみや、石油コンロなどの取扱いの知識不足を示しています。

火事をおこさないために、またまに火事がおきても最少限度に食い止めるために、市民皆消防の体制づくりが必要です。

そのためには、市民のみなさんのひとりひとりが防火意識を強めていただき、市民総ぐるみで、火事のない平和な広島を建設しなければなりません。

都市計画の推進にご協力を

施設強化と人員増強が柱

市民皆消防体制の確立を

消防艇、工作車などを新設

二月十五日号の「火災」をめぐって、その「消防の働き」に引続き、今回は「火災」をめぐってその「消防の整備計画」を紹介しよう。

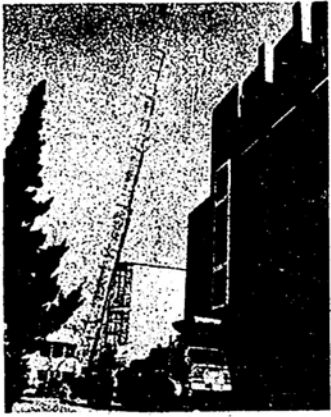
消防局では、消防庁が示した消防の基準にもとづき、広島市の消防力を万全な体制にするため、昭和三十一年から十年計画で、消防の整備を進めています。

この整備計画は、①消防施設の整備・強化 ②検査員やポンプ車操作員など、人員の増強という、ふたつの大きな柱から成り立っています。

つまり、まにち、火災が発生しても、これを火元の建物だけで消火し、最悪の場合、たとえ隣家へ延焼しても、その建物が再び使用できる範囲（小火）で消し止めるという消防体制の確立をめ

最悪の状態になって四方に延焼する危険を生じます。

このため、火元だけか、たとえ隣家に延焼しても小火で消し止めることができるよう、出火から八分、遅くとも十分以内には、八口以上の放水が必要になってきます。こうして、早い時期に消防隊がかけつけ、消火作業にたずさわることができれば、消防車が少なくても消火することができ、時間も減って火災が拡大すれば、二倍、三倍という消防車が必要になり、大火になる恐れも出てきます。



ビル火災に威力を発揮する33トンポンプ車

▽一次計画

現在、消防局では、火災を最少限の範囲内（初期火災）で消し止めることができる消防体制にもってゆくため、いろいろな面の整備強化に努めており、十年整備計画のうちの一次計画（昭和三十一年・昭和四十一年の五か年計画）としております。

▽二次計画

一次計画によって、広島市の消防体制は相当整備されましたが、最近では、市内周辺地域の団地造成に伴う市勢の急速な発展につれて、火災の危険性は市内全域にわたります。また、ますますふえております。こうした市勢に対応して、市内周辺部の消防体制を強化するとともに、統廃火災がおきた場合に、対処して、万全の備えがとれるようにするため、二次計画（昭和四十一年・昭和四十六年）により、宇品、白島、三篠、庚午、仁保の消防分隊を二個分隊編成として、さらに、必要な施設や要員の増強を計画しております。

二次計画が完了しますと、消防体制整備の十年計画事業が終了するわけになります。市内のどこで火災が発生しても、そのほとんどを、最少限度の火災（初期火災）で消し止めることができるという消防体制が確立されることになり

二次計画で整備されるおもな機動力や設備は、①高層建物の増加に対処するためのスノーケル車（屈折式ハシゴ車）一台 ②船の火災や川海・沿岸部・離島の火災に対処するための消防艇一隻 ③人命救助や破壊消防に活用する工作車一台 ④救急事故の増加に対処して、西消防署に新設する救急車一台、そのほか消防ポンプ車十八台、無線電話二十一基、防火水そう三十個などになって

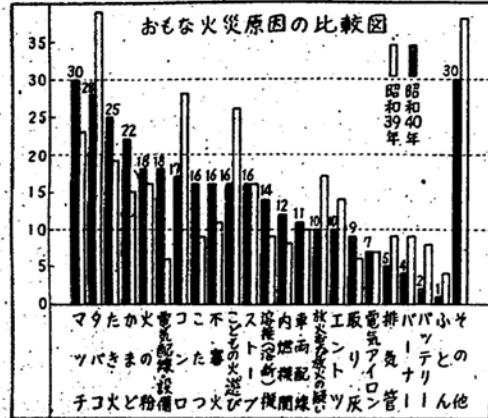


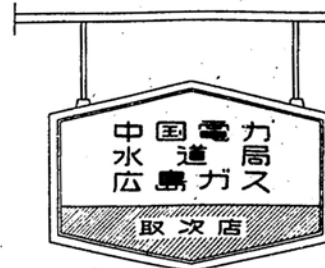
西消防署に配置された新設化学消防車

火災の防止

その2 消防の整備計画

さして、消防施設の整備・強化や人員の増強をはかっているわけですが、標準建物（六十平方メートル）の場合、火災が発生すれば約八分くらいで風下の隣家に延焼するという危険な状態になり、さらに、約十分たてば火元





水道・電気・ガスの

無料共同取次
店のご利用を

水道局・中国電力・広島ガスでは、市民のみなさんの便利をはかるため、市内五十二か所に無料の共同取次店を設けています。

この取次店は、水道・電気・ガスの故障修理のお申し込みや、簡単なご相談などを取りつぐところです。

共同取次店は、日常みなさんがよく利用される食料品店などに設けており、目じるしに右の図のような看板がさけてあります。利用されるときは、取次店まで行って備えつけのメモ帳に、必要なことがらを書いていただくだけで結構です。

みなさんが直接電話をかけられない場合には、取次店にたのめばかけてくれることになっています。電話をお持ちの人は、水道局と各会社へ直接おかけください。それぞれの電話番号はつぎのとおりです。

水道局（二八三三六）
料金（二二四二二）
中国電力（二二五二四、二二七二〇）
広島ガス（二二二二五）

三月一日から三月三十一日まで幕末浮世絵展

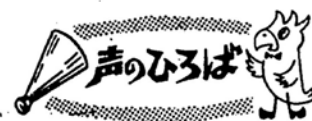
広島城郷土館では、幕末浮世絵展を開催しています。展示されるものは、美人絵、風景絵、役者絵など、江戸末期の傑作版画六十点です。

とき／三月一日から三月三十一日まで

ところ／広島城郷土館四層展示場
入場料金は、広島城郷土館の入場料（おとな三十円、子ども十五円、三十名以上の団体は、おとなひとり当り二十円、子どもひとり当り十円）をはらっていただくだけで、別の料金はかかりません。

固定資産税の課税
台帳をご覧ください

昭和四十一年度は原則として土地や家屋の評価を変えません。しかし、昨年中に家屋の新築・増築などがあった場合や、土地の地目が変わったり、払い下げがあつ



新たに申請した原爆手帳の交付はいつか

問 昨年11月に原爆被爆者手帳の交付申請書を出しましたが、まだなんの連絡もありません。どうなっているのでしょうか。（一被爆者）

答 原爆被爆者健康手帳の新規の申請は、申請書を受け付けてから、くわしい被爆状況の聞きとりを行ない、その後書類審査をして、被爆者であると認められた場合に手帳をお渡しすることになっています。

昨年9月末から原爆被害対策課で受け付けた新規の申請書は、いまのところ約3,500件あり、ことしの初めから順次聞きとり調査を実施しております。あなたの場合、昨年11月中旬に申請書が出ておりますので、予定としては、今月末か来月初めに連絡し、被爆状況の聞きとりを行なうことができるようになると思います。

新規申請に対する事務手続きがこのように遅れたのは、昨年10月1日に特別被爆者の範囲が拡大され、その該当者の普通手帳を特別手帳に切り替えるのに、事務のふくそうをさけるため、新規申請よりさきに処理したためです。この普通手帳から特別手帳への切替え事務はほとんど終わりましたので、現在、新規申請の処理に移っています。

なお、新規申請のうち、おとしよりや病気をしている人で、治療費を自分で負担するため、とくに手帳の交付を急がれるような事情がある場合は、聞きとりを早くするよう、便宜をはかっております。

二六五へおたずねください。
贈与税の申告と納税
は三月十五日までに

贈与税は財産を贈与してもらったときにかかります。財産をもらったとき、株券の名義変更、生命保険の受領などの利益を受けたりした年の、年間の合計額が四十万円をこえる場合に、その翌年の二月一日から三月十五日までに申告と納税をしていただくことになっています。

また、三年間のうちに、同じ人から二十万円をこえる価額の財産をもらった場合には、その価額を合計して計算することになります。東・西税務署では、三月十五日まで、贈与税の申告と納税のご相談に応じています。

三月一日から一か月間「家族計画普及運動」
三月一日から三月三十一日まで全国的に「家族計画普及運動」が行なわれます。

幸福で明るい家庭生活をおくることは、だれもが願うことです。家庭生活の基は家族であり、その家族構成は生まれ変わってゆくこともによって変わってゆきます。ですから、幸福な家庭を設計することは、まず、子どもを生む計画から始まることもいえます。家族計画というものは、子どもを生まないということではありません。むしろ、よく考えて生むことです。そうして、生まれた子どもをしっかりと育て、親も子も幸福な明るい家庭をつくらなければいけません。

では、計画を立てて子どもを生むためにはどうすればよいのか。それはまず、東・西・南の各保健所へご相談ください。

各保健所では、地区へ出向いて実地指導に当たったり、映画会、説明会なども開いたりしています。また、所内でも、保健婦が指導に当たっています。

どんなことでも一度に聞ける 3月18日に一日総合相談室

とき／3月18日（金）午前10時から午後4時まで
ところ／中国電力・電気センター（市内小町 市内電車・バス白神社前下車）
相談を受ける機関／市役所 県庁・行政監察局・法務局 国税局・労働基準局・家庭

裁判所・専売局・児童相談所・精神薄弱者更生相談所・身体障害者更生相談所・教育研究所（12機関）
どんなことでも無料で相談に応じています。お気軽においでください。

市・県民税の申告は3月22日までに

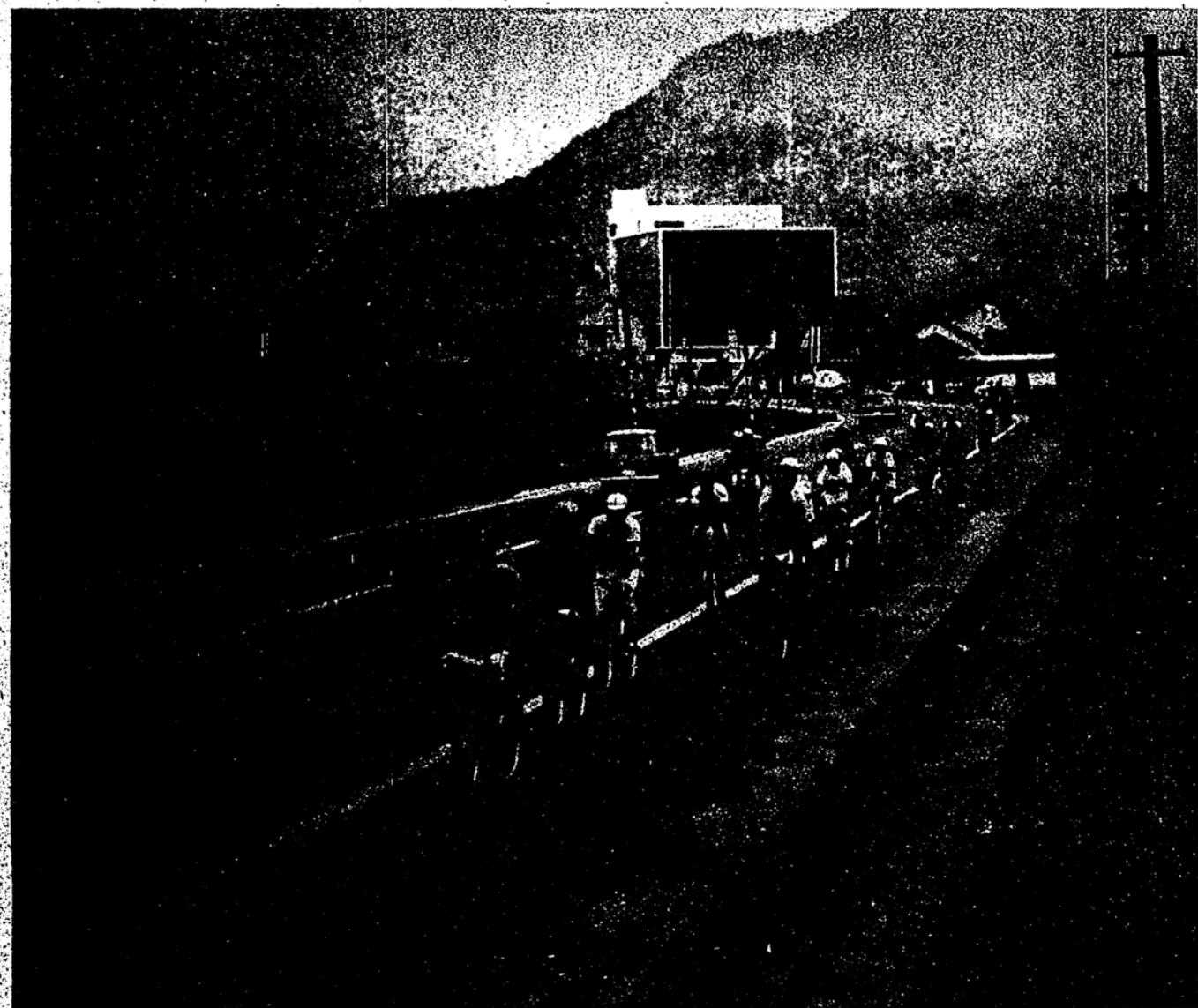
市・県民税の申告は3月22日まで、市役所市民税課か地元の各出張所で受け付けます。
また、東・西税務署で、3月15日まで、所得税の確定申告書とあわせて、市・

県民税や個人事業税の申告書を同時に受け付けます。
わからないことは、市役所市民税課（電話41-1111 庁内263・458・542）へご相談ください。

広島市政と市民

テレビ放送
「市民とともに」

ラジオ中国テレビ（4チャンネル）毎週日曜日の午前8時15分から午前8時30分までの15分間。
ご意見やご感想を市役所広報課までお寄せください。



ペタルも軽やかに
＝呉街道をゆく「市民サイクリング」の一行

さわやかな春風の中で

楽しい市民サイクリング

青少年のみなさんの健康なからだづくりと豊かな情操を養うことに役だてるため、市教育委員会では、毎年、市民サイクリングと市民ハイキングを行なっています。

ことに、市民サイクリングは、回を重ねるたびに好評で、少ないときでも約六十人、多いときには百五十人くらいの青少年のみなさんが、楽しく元気に参加しておられます。

昭和三十一年五月二十日を皮切りに、これまで五十四回のサイクリングを行なってきました。四十一年度も、県サイクリング協会の協力を得て、四回開くことになっております。目的としては、試みを新たにして、「安全なサイクリング」、「楽しいサイクリング」というテーマで、サイクリング教室を開き、よりいっそう効果的で、楽しく健全なサイクリングとして充実させてゆきたいと考えています。

3月15日号

黄金山の観光開発プラン



黄金山の開発計画図

ドライブ・ウェイの整備

広島市の東部、仁保町にある黄金山は標高二百二十メートル、山頂からの眺めがすばらしく、明るい陽光に浮かぶ瀬戸内の島々をはじめ、東洋工業、仁保橋、広島港一帯、似島などの全景も一望のもとに見渡すことができ、そのパノラマは岡山、鳥取、山に匹敵するといわれています。

黄金山へは紙屋町から仁保町木行バスで二十分、本浦本町下車、徒歩約四十分です。

回転式展望台を建設

整備急ぐ駐車場、遊園広場

ドライブ・ウェイは全長二百八十メートル、八分の一の勾配で、これまでに四回、乗用車の乗り降が困難でした。そこで、三十九年に三千万円（うち、市費八百五十万円）をかけて、全線を整備する予定です。

十分で山頂につきます。また、乗用車で行くに抵屋町から山頂まで約三十分です。

山頂にはラジオ中継、広島テレビのテレビ塔や駐車場などがあり、また、ドライブ・ウェイに沿って三千本の桜の木が植えられ、年間をわけて多くのハイカーやドライバーが訪れています。

市役所では、この黄金山を自動車で見られる瀬戸内海の展望台として整備するため、昭和三十一年二月から開発を進めています。今回は、その計画のあらましを、ご紹介しよう。



舗装されガードレールもついたドライブ・ウェイ

を、八百二十万円かけて、ことしの五月ごろまでに舗装します。

現在では、入口の道路部分がせまく、大型バスの乗入れは困難ですが、ことしは、仁保町（丹那埋立地）から、ドライブ・ウェイに至る幅十メートルの連絡道路も完成し、ドライブ・ウェイの舗装も引き続き実施して行く計画です。

来は乗用車の乗入れは一段と円滑で安全になり、さらに、観光客の増加も予想されます。

駐車場と広場の整備

ドライブ・ウェイに駐車場はつくることができないので、山頂に、



に一千平方メートルの広場があり、四十年十二月月中旬からこの広場の拡張工事を始め、ことしの三月中旬に、一千三百平方メートルの駐車場として完成しました。ここには、乗用車で約五十台、大型バスで約十五台が駐車できるようにしました。

また、将来は瀬戸内海を見渡せる山の中腹に、五千五百平方メートルの広場をつくり、駐車場や遊園広場として利用する計画です。広場には、バーベキューが出来る設備などを置き、市民のみなさんが、お家族づれでゆっくりと一日を楽しんでいただける広場にしたいと考えています。

展望台の建設

山頂の南端広場からは、瀬戸内海や市街地が一望のもとに見渡せます。近い将来、ここに休憩所を兼ねた回転式展望台を建設する計画で、これができると、黄金山は、瀬戸内海の展望台としての形がととのうことになり、広島市の新しい観光名所となり、多くの観光客が訪れることが期待できます。

ハイキングコースの整備

黄金山はハイキング・コースにも適した場所です。現在、丹那日字那・大河方面などから登る山道がありますが、将来はこれらの山道を整備して、案内標識などを設け、ハイキング・コースとして整備する計画です。

きれいな町はわたしたちの手で 4月～5月「都市美化月間」

ことしも4月から1か月間、「都市美化月間」を設けて、町を美しくする運動を展開します。

道路、公園、川などをみんなが協力してきれいにし、庭先や花壇には草花を植えましょう。

家庭でも、職場でも、学校でも、ひとりひとりが「町を美しくする心」を持ち、市民総ぐるみの運動にしたいものです。

（写真はキンセンカの苗を植えるおかあさんたち一団の姿です）

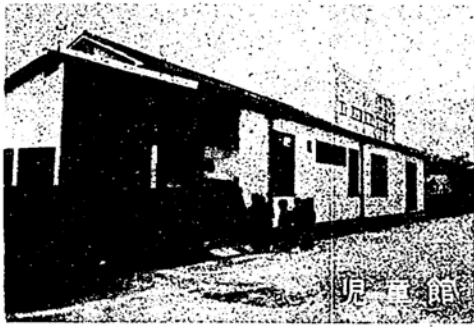


わあすばらしい眺めだ！

市役所では、この黄金山を自動車で見られる瀬戸内海の展望台として整備するため、昭和三十一年二月から開発を進めています。今回は、その計画のあらましを、ご紹介しよう。

もう一度よく見て渡れ手をあげて

（交通安全年間スローガン最優秀作）



昨年十月十八日に着工した児童館が、ことしの二月一日から竹屋小学校内に開館しました。

この児童館は、こどもたちにとっての遊び場を与えて、健康なからだをつくり、豊かな情操を養い、すくすくと育てるために建設されたものです。

敷地は約二百平方メートル（約六十坪）で、モルタル塗りの木造平屋建ての建物。中には集会室、図書室、遊戯室、（児童保育室）、静養室、事務室の五室があります。約六十人のこどもたちが利用することができ、そのうち、二十人は両親が働きに出ている、いわゆる留守家庭のこどもたちを収容して保護・育成を行ないます。あとは竹屋学区付近のこどもが、だれでも利用できるようなになっています。

利用できる時間は平日が午前十時三十分から午後六時まで、日曜日が午前十時から午後四時まで。休館日は国民の祝日、八月六日、十二月二十九日から翌年一月三日までです。

これまで、市役所では、千田・江波・竹屋・比治山・草津・皆実

（基町は近く設ける予定）の児童保育所を設置して、いわゆる留守家庭児童対策としての児童保育に力を入れてきましたが、このたび、全国でも二・三か所（川崎、市、横浜など）にあるだけといううりっぱな児童館ができたのです。

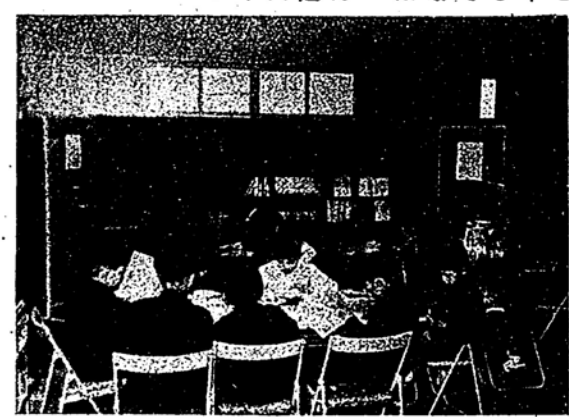
機会に、これをテスト・ケースとして、児童保育の目ややすを立て、この対策をじゅうぶん考慮してゆきたいと思っています。

しかし、留守家庭児童対策にはたいへんむずかしい問題もあり、よい環境の施設をどんなに完備しても、こどもたちを取りまいてる社会環境や家庭環境がよく

なければなりません。とくに、両親がこどもに対してどのような理解と愛情を示しているか、さらには、学校、地域社会の、こどもに対する理解がどうなるか、などであるか、こどもたちが成長してゆく過程においてこのような根本的な問題を忘れることはできません。

市役所では、こども施設の増設、遊び場の整備などに真剣に取り組んでゆく一方、いろいろな催しや行事などとおし、両親や関係者のみなさんに、こどもの育成に必要な根本的な問題の啓蒙を行なうべく方針で

すが、社会全体がこどもを育ててゆくうえに、何がたいせつかをじゅうぶん考えなければならぬと思います。



館内親のし図書室で読書した子たち

このたび、近代社会にふさわしい青少年施設が相ついでお目見えしました。

そのひとつは、全国でもまれな児童館、いまひとつは、働く青少年の共同宿舎である「出島寮」です。

そこで、このふたつの青少年施設の「素顔」をご紹介します。

昨年十月二十四日から建設されていた働く青少年の共同宿舎「出島寮」が、ことしの三月一日にできあがりました。

これは、広島商工会議所が勤務

簡易耐火構造の二階建て、のべ面積約一千四百平方メートルの建物で、独自の若い男子従業員百四十八人を収容できます。寮の中には二段ベッド・ロッカー・テラス・畳つ

家賃はひとり当り二千七百円、電気・水道などの共益料三百円、合計三千円です。食費は毎月実費がいくらです。

文化生活が急速に発展してきた現在、中小企業で働く従業員を店の二階に住ま

延長であってはいらないわけですが、出島寮は中小企業に働く従業員に、安くて、しかも、設備のゆきといた住まいを提供し、職場における能率の向上に役だてるように、という願いから建設されました。たいせつな従業員をお預けになる事業主のご期待にこたえ、同時に、ふるさとのご両親に安心していただけるよう、じゅうぶん管理されます。

また、入居者がりっぱな社会人になるための講演・講習などの研修も行なうことになっていま

文化生活で能率向上を

働く青少年の共同宿舎「出島寮」

青少年の福祉の向上をはかるとともに、中小企業主の求人対策の一助にするため、総工費四千万円（うち、市費一千万円）をかけて、市内出島町に建設したものです。

きの四人べや三十七室をはじめ、食堂（懇談室・会議室に兼用）、休養室、談話室などがあります。また、浴室もあり、毎日入浴できるようにになっています。

文化生活が急速に発展してきた現在、中小企業で働く従業員を店の二階に住ま

家賃はひとり当り二千七百円、電気・水道などの共益料三百円、合計三千円です。食費は毎月実費がいくらです。

延長であってはいらないわけですが、出島寮は中小企業に働く従業員に、安くて、しかも、設備のゆきといた住まいを提供し、職場における能率の向上に役だてるように、という願いから建設されました。たいせつな従業員をお預けになる事業主のご期待にこたえ、同時に、ふるさとのご両親に安心していただけるよう、じゅうぶん管理されます。

また、入居者がりっぱな社会人になるための講演・講習などの研修も行なうことになっていま



出島寮

延長であってはいらないわけですが、出島寮は中小企業に働く従業員に、安くて、しかも、設備のゆきといた住まいを提供し、職場における能率の向上に役だてるように、という願いから建設されました。たいせつな従業員をお預けになる事業主のご期待にこたえ、同時に、ふるさとのご両親に安心していただけるよう、じゅうぶん管理されます。

また、入居者がりっぱな社会人になるための講演・講習などの研修も行なうことになっていま

入学日が近づきました。ことし入学するのは、小学校では昭和三十四年四月二日から昭和三十五年四月一日までに生まれたお子さんで、約六千八百人、中学校では昭和二十八年度四月二日から昭和二十九年度四月一日までに生まれたお子さんで、約五千九百人。いずれも一月下旬に入学者の学校名と期日を書いた「入学指定通知書」を郵送しました。

みんな元気で一年生

モグリ入学には転校措置も

「入学指定通知書」が、四月一日に学校へ行かれても受け付けてくれないので、たいせつに保管して、当日必ず学校へ持参してください。もし、まだ届いていなかったり紛失したりしたときは、市教育委員会事務局（市役所南庁舎二階）へ申し出て下さい。

転居のときは届け出を
この通知書を受けたのち、転居された人は、地元の市役所出張所で転入転居用紙（小学校）か、転入学連絡票（中学校）をつくって、この通知書といっしょに学事課へ持参して、新しい通知書を受けてください。

病気をしたり、からだに欠陥があったり、心身の発育がたいへん遅れたりしているため、どうしても入学させられないお子さんは、就学猶予（入学を一年遅らせる）か、就学免除（全然入学させなくてもよい）の手続きをしていただくことになっています。

この場合は、入学指定通知書、医師の診断書（内容を具体的に書いたもの）、印鑑をお持ちのうえ、学事課で手続きをしてください。

ただし、心身の発育が遅れているお子さんは、医師の診断書のかかりに、県立中央児童相談所（市内宇品町東部埋立、国鉄宇品線丹那駅東）の証明書をいります。

モグリ入学はやめましょう
モグリ入学は親のあやまっただけから、お子さんの心身に害を及ぼすので、純真なお子さんの心を傷つけず、通学途上の交通安全、生活指導面のいろいろな問題、近所に友だちができないさびしさなど、よい点はありません。

そのうえ、これによって学校側の教育計画にも大きな支障をひきおこします。教育委員会としては、このようなへい害を防ぐため、モグリ入学をした人には強い措置をとる考えです。

どうしても地域外の学校に入学させなければならぬというやむを得ない事情のある人は、学区外通学承認願いを学事課へ出して承認を受けてください。この承認を受けるに、学区外から通学されている事実がわかったときは、たとえ入学後でも現住地の学校へ転校してもらう方針です。

犬の登録と狂犬病予防注射を受けるワン君たち



昭和四十一年度の犬の登録と一回目の狂犬病予防注射を行います。あなたが飼っている犬を必すよりの注射場へお連れください。

受け付け時間は午後一時から午後四時まで。料金は登録手数料が三百円、注射料二百円、注射済み票交付手数料三十円、合計五百三十円です。定期以外の注射料は三百二十円ですが、あとは変わりません。

日程と場所はつぎのとおりです。

◇四月四日堀越公園 青崎出張所

計量器の無料定期検査を必ず受けてください

取引や証明に使っている計量器（ハカリ、マス、サシ）の定期検査を行います。

受け付けはつぎの場所で行ないます。

受け付け時間は午前九時三十分から午後四時までです。（十二時から午後一時までは休みます）

検査は雨天でも行ないます。料金はかかりません。

計量器をお持ちの人は必ず受けてください。

◇三月二十二日井口出張所◇二十三日草津小◇二十四日古田小◇二十五日庚午中◇二十八日己斐市

広島少年合唱隊の新隊員を募集しています

菅田舗（己斐ショッピング・センター）横〇二十九日己斐小〇三十日西隣保館〇三十一日中広中〇四月四日天満小〇五日観音小〇六日観音中〇七日南観音食糧企業組合〇十一日観音小

昭和四十一年度の犬の登録と一回目の狂犬病予防注射を行います。あなたが飼っている犬を必すよりの注射場へお連れください。



平和記念式典で歌う少年合唱隊

平和式典、市歌、交響、成人祭などの行事で、市民のみならずにもおなじみの広島少年合唱隊では新しい隊員を募集しています。

入隊を希望されるお子さんは、つぎの要領にしたがって応募ください。

▽募集人員△小学校二年男子五十名、同三年男子若干名、同四年男子若干名

簡易保険に加入しましょう

簡易保険は、ことしで創業五十年を迎え、その契約高は四兆円に達し、市民のみならずの経済生活の安定と福祉の増進に役だっています。また、加入者から払い込まれた保険料は一兆二千億円の資金になり、政府関係機関、県・市町村などに融資されて、わが国の経済発展や公共施設の拡充をはかるため、大きな役割を果たしております。

郵政省では、現在、簡易保険の新契約の増強をはかる運動を進めております。

簡易保険に加入して、合理的な生活設計と計画貯蓄の習慣をつけましょう。

▽応募資格△右の学年児童で、合唱に興味を持ち、健康で、毎週土曜日（午後）の練習に出席し、六年卒業まで続けられる児童

▽応募の受け付け△

とき〇三月二十六日（土）と二十七日（日）の午前十時から午後五時まで

ところ△広島青少年センター（市内基町 市民球場西側）

申込み用紙は当日受け付けでお渡しします。保護者かそれにかかわる人のおいでください。電話や郵便での申込みは受け付けません。

▽選考のテスト△三月三十日に青少年センターで行なう予定です。